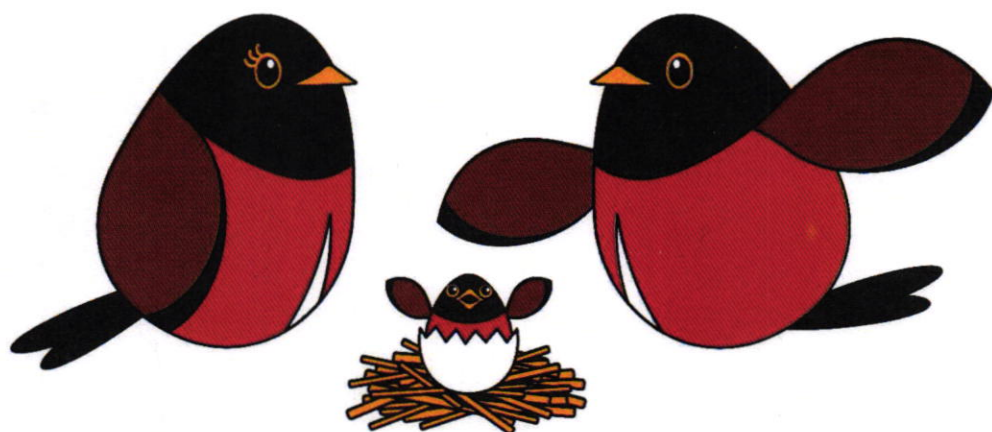


# 八丈町子ども・子育て支援計画 (第3期)



八 丈 町

令和7年3月

## 目 次

### 第1章

八丈町子ども・子育て支援計画作成にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の策定方法	1

### 第2章

子ども・子育てを取り巻く現状と課題	2
1 子ども人口の現状	2
2 教育・保育施設の利用の現状	4
3 前期計画の評価	5

### 第3章

子ども・子育て支援施策	16
1 子ども・子育て支援制度の内容	16
2 計画について	19
3 区域の設定	19
4 事業の現状と今後の展開	20

### 第4章

次世代育成支援行動計画	26
1 基本目標	26
2 施策の方向性・内容	27

### 第5章

子どもの貧困対策	
1 基本目標の実現のための基本的な方向性	35
2 具体的な施策	35

### 第6章

未就学児保護者・小学生保護者への調査・アンケート	
1 子ども・子育て支援計画に係るニーズ調査	39
2 放課後子ども教室アンケート	39

# 第1章

## 八丈町子ども・子育て支援計画作成にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化、少子化の急速な進行や待機児童の増加に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。その後、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行となり、また、近年では「子どもの貧困」も大きな問題となっており、その解決に向けた施策・支援方針も考えていかなければなりません。

本町においても、平成27年3月に「八丈町子ども子育て支援計画」を策定し、「みんなで子育て島育て」を基本理念として、安心して子どもを産み育て子どもと親と一緒に成長するための環境整備及び出産から子育てまでの切れ目のない支援の推進に取り組んできました。

今回も引き続き「次世代育成支援行動計画」を盛り込んだ総合計画として策定します。

### 2. 計画の位置づけ

この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援計画」を柱として構成します。

### 3. 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を一期として策定し、令和11年度に評価・見直しを行います。

### 4. 計画の策定方法

#### **【ニーズ調査の実施】**

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するため、未就学児・小学生保護者に「子ども・子育て支援に関する調査」を実施、また、放課後子ども教室を利用する保護者アンケートも参考にしました。

#### **【計画策定委員会の設置】**

子育て中の保護者や様々な形で子ども・子育てに関りのある委員から意見をいただきました。

## 第2章

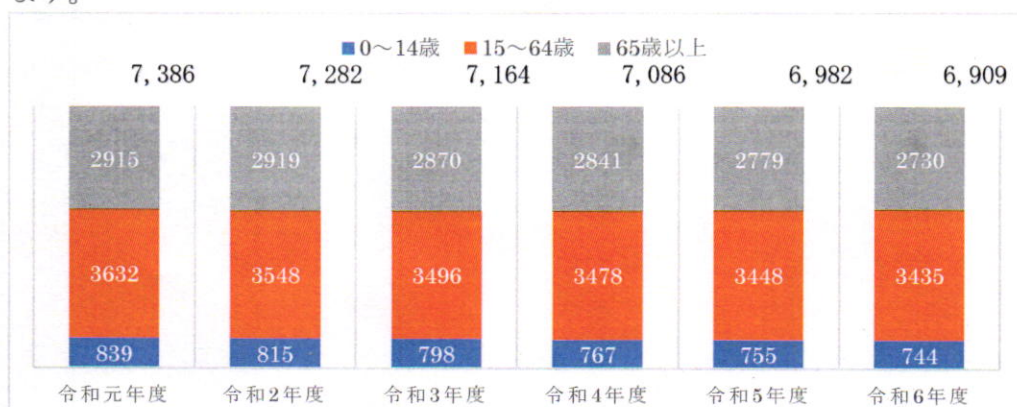
### 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

#### 1 子ども人口の現状

##### 1 八丈町における人口の推移

##### ① 人口・年齢3区分別人口

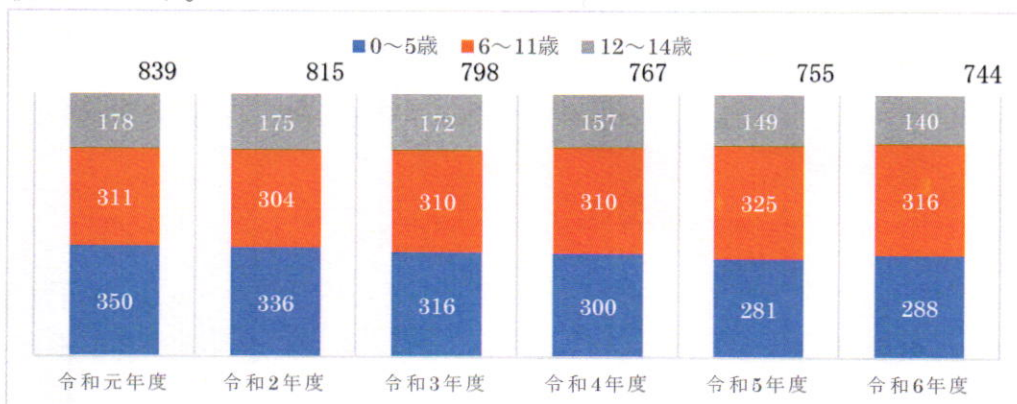
八丈町の人口は年々減少が続いており、0～14歳人口に特に減少がみられます。



資料：住民基本台帳及び外国人登録数（各年5月1日現在）

##### ② 年齢別児童数の推移

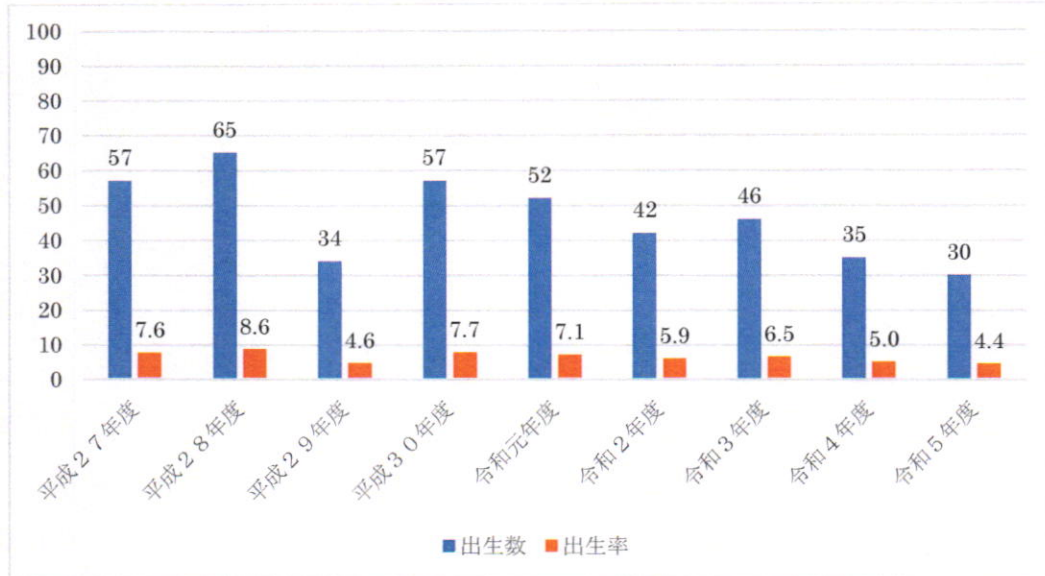
0～14歳の児童数をみると、6～11歳の小学生人口を除いて年々減少が続いています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録数（各年5月1日現在）

③ 出生数・出生率

出生数・出生率は平成29年にほぼ半分まで減少し、平成30年度には回復したものの徐々に減少傾向にあります。

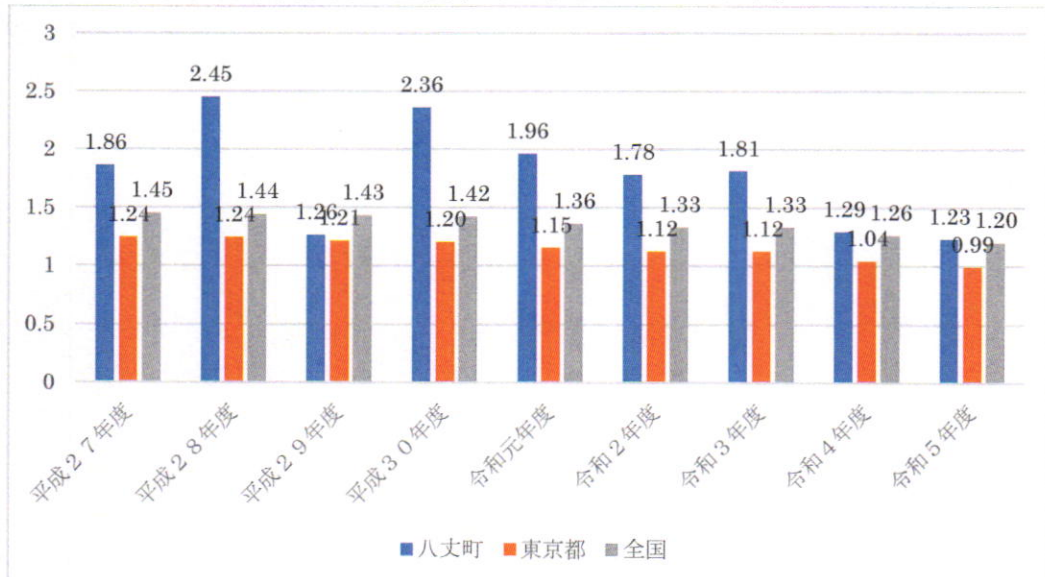


出生率：人口千人あたり

資料：東京都人口動態統計

④ 合計特殊出生率

女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、令和4年度以降は全国平均並みとなっています。



資料：東京都人口動態統計

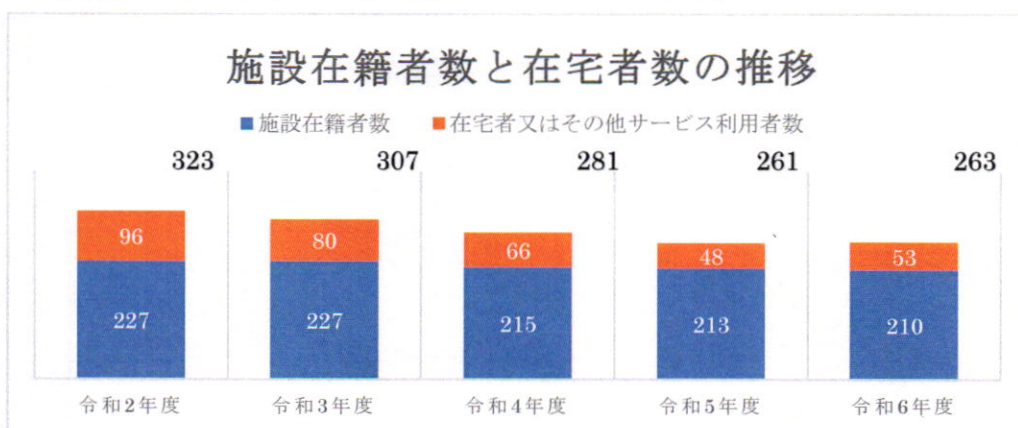
## 2 教育・保育施設の利用の現状

### 1 八丈町における教育・保育施設の現状

※ 教育・保育施設とは、公・私立幼稚園、公・私立保育園等であるが、令和元年現在の八丈町においては、八丈町立保育園4園を指します。その他のサービスとは、一時預かり保育・ファミリーサポートを指します。

#### ① 0～5歳の未就学児童の保育園在籍者数の推移

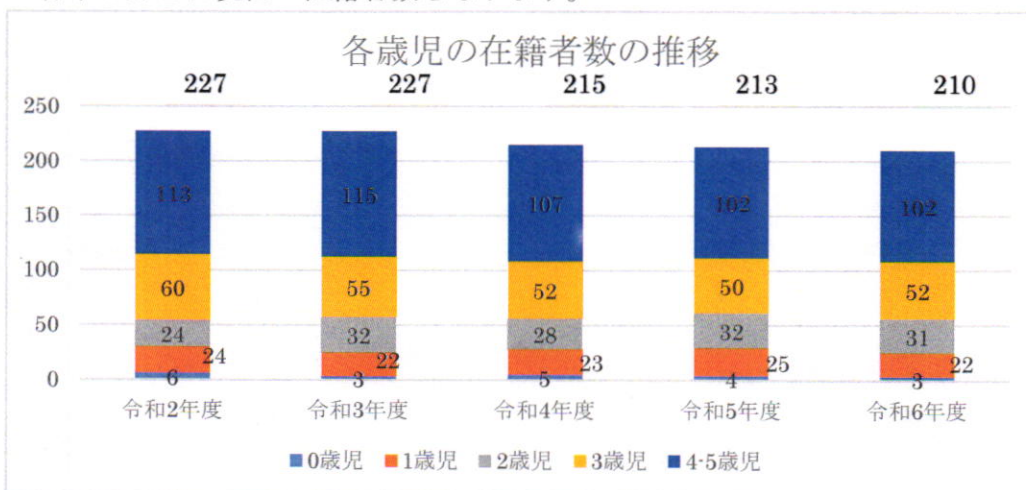
0歳～5歳の多数の児童が、保育園に入園している現状です。むつみ保育園の休園（令和6年度に閉園）に伴い施設利用者数が減少していますが、その分待機児童が増えたため実際の人数は横ばいとなっています。



資料：八丈町資料

#### ② 各年齢別の保育園在籍者数推移

各年4月1日現在の在籍者数となります。



資料：八丈町資料

### 3 前期計画の評価

本計画の策定にあたって「八丈町子ども・子育て支援計画」及び「八丈町次世代育成支援行動計画」の実施状況について評価を行いました。

※評価の基準（達成度）

①：達成した ②：概ね達成した ③：多少取り組んだ ④：取り組まなかった

#### (1) 「八丈町子ども・子育て支援計画」

	令和2年度～令和6年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
保育園 認定こども園 幼稚園	坂下保育園において、零歳児保育を実施します。	むつみ第二保育園に0歳児室を作ったものの、保育士や看護師等の人材の確保が出来なかったため施設の設置までしか出来ていない。	③
	保育士の確保に努め、待機児童解消を図ります。	現在HP等で募集をかけているほか、令和6年度より募集動画作成を始めている。	③
	施設の老朽化にともない、今後の整備計画を検討します。	若草保育園の施設更新に向けた委員会を立ち上げた。	①
地域子育て支援事業	試験的に取り組んでいる土曜日開放を継続し、需要に応じて常態化します。	月1回第4土曜日に交流ひろばを開放している。	①
	子育てをテーマとして講習会に、高齢者や関係機関の講師を招き、異世代間交流や子育て情報の提供を充実したものにします。	ひろばの催しに民生・児童委員を招き、異世代間交流を試みる。より一層の充実が求められる。	①
妊婦健康診査	引き続き、国の動向に応じ助成を実施します。	都内市区町村共通。1～14回分の妊婦健診、超音波検査、子宮頸がん検査の一部を助成する受診票を、母子手帳発行時に配布。令和4年度から産婦健診受診費を助成。令和6年度から妊婦超音波検査の助成回数を1回から4回へ増加。	①

訪問事業 乳児全戸	引き続き、出産祝い金支給時に子ども家庭支援センター保健師による訪問を行います。	出産祝い金と同時の保健師同行は子ども家庭支援センターで継続。	①
	母子保健においても全戸訪問を実施しているため、この形を継続します。	母子保健の新生児・乳児の里帰り出産を含めた全戸訪問実施にて、出産子育て応援給付金と伴走型相談支援を実施。	①
訪問事業 養育支援	子ども家庭支援センターを中心として、関係機関と連携を図り対応します。	事業自体は行っている者の、令和2年度から令和6年度の間は訪問希望や需要が無く実施しなかった。	④
子育て援助活動支援事業	引き続き、協力のできる会員の登録者を増員する周知を行います。	ポスター、チラシ等を用いた広報活動、民生委員等への周知、直接の声掛けにて登録者数は増加している。	①
	引き続き、援助を要する会員が利用しやすい環境整備を行います。	事前打ち合わせ（顔合わせ）の実施、利用中の電話フォローを実施。送迎サービス利用の方向けにチャイルドシートの貸し出しを実施。	②
一時預かり事業	子ども家庭支援センターにおいては、保護者の急な通院などによる緊急時の預かりも受け入れます。	年々利用者が増加し、需要の高さを感じられる。緊急時の受け入れにも柔軟に対応。	①
	子ども家庭支援センター、むつみ保育園、あおぞら保育園で連携し、保育を要する保護者の需要に応じていきます。	むつみ保育園閉園のため、現在は子ども家庭支援センターとあおぞら保育園で実施中。	②
健全育成事業 放課後児童	引き続き、1年生から6年生の受け入れを行っていきます。	1年生から6年生まで受け入れを行っている。	①
	クラブに配置する支援員の資格保持者の増員を図ります。	支援員の人数は令和元年度1人だったが、令和6年度には10人に増員した。	①



(2) 「八丈町次世代育成支援行動計画」

	令和2年度～令和6年度の方策	取り組んだ内容等	達成度
①子どものすこやかな成長を支える	<p>妊産婦及び新生児の健康確保</p> <p>【福祉健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠された方に、健やかな出産が迎えられるよう、保健師による面談を行った上で母子健康手帳の交付を行います。</li> <li>・妊婦健康診査の受診勧奨</li> <li>・両親学級の実施</li> <li>・新生児、産婦訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の発行時及び妊娠 28 週から 36 週の間は面談、妊婦健康診査受診状況確認</li> <li>・両親学級の年間 3 クール(1 クール 4 回) 実施</li> <li>・里帰り出産を含む全件新生児、乳児、産婦訪問を実施 必要に応じて個別の支援計画を立て、面談訪問感謝連絡調整を実施している。</li> </ul>	①
	<p>乳幼児健康診査等の実施</p> <p>【福祉健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に健康診査を実施。1 歳 6 か月児、3 歳児においては臨床心理士と相談ができる体制にて、実施しています。また、未受診者にはフォローを行います。</li> <li>・5 歳児を対象に健康診査を実施し、保護者の個別相談に応じます。</li> <li>・1 歳児、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児、4 歳児を対象に歯科健康診査を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3～4 か月児産婦健診 (年 6 回)</li> <li>・1 歳児歯科健診 (年 4 回) 測定会実施し、その際にファーストバースデーサポートギフト配布 (令和 4 年度より開始)</li> <li>・1 歳 6 か月児健診 (年 6 回)、2 歳児歯科健診 (年 4 回) にてセカンドバースデーサポートギフトを配布 (令和 6 年度より開始)</li> <li>・3 歳児健診 (年 6 回)、4 歳児歯科健診 (年 4 回)、5 歳児発達健診 (年 1 回) を実施</li> </ul> <p>これらにより、切れ目のない支援の提供体制を構築している。</p>	①
①子どものすこやかな成長を支える	<p>予防接種の実施</p> <p>【福祉健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんが適正な回数と接種間隔にて、注射を受けられるよう、予防接種の集団予防接種を実施します。</li> </ul>	<p>基本的には毎月第二、第四木曜日に集団予防接種を実施。0 歳、1 歳の予防接種が多い方には別途スケジュール表を渡し、接種漏れが発生しないようにしている。体調不良等で集団接種に来られなかった方には、個別で日程を案内している。</p>	①

	<p>子育て相談・講演会</p> <p><b>【福祉健康課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんの身体計測・子育てや発育に関する相談を実施します。</li> <li>・臨床心理士による心理相談、発育発達に関する相談を実施します。</li> <li>・子育てに関する講演会を実施します。</li> </ul>	<p>助産師、栄養士、歯科衛生士、保健師が対応する育児相談の場「すくすく相談」、心理相談員が子どもの発達やしつけ対応全般の相談に対応する「こども心理相談」をそれぞれ毎月1回実施している。</p> <p>子育て講演会は令和元年より実施していない。</p>	②
	<p>食育</p> <p><b>【福祉健康課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食講習会、親子クッキング、八丈島の食材を使って手作りの食事・おやつ教室等の調理実習や講話を実施します。</li> </ul>	<p>離乳食講習会は試食、講話を行っている。親子クッキングは、令和2年度～4年度については人数を制限して調理実習を行い、料理は持ち帰る形で、令和5年度からは調理実習、講話、食事を行った。食事・おやつ教室は、子どもごはん・おやつ教室に名称を変更し、令和2年度～4年度は人数を制限して実施、令和5年度からは、調理実習・歯科衛生士の講話を行った。</p>	①
	<p>島食材の学校給食への活用</p> <p><b>【教育課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土の良さを認識するとともに、生産者の収益確保もできる、島の食材を取り入れた安心安全な給食を提供します。</li> </ul>	<p>児童・生徒が地域でとれる農水産物に関心をもってもらえるよう、定期的に郷土料理や島食材を使用した献立を提供することが出来た。</p>	①
<p>② 子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり</p>	<p>各保育園において、園庭開放</p> <p><b>【福祉健康課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園において「親子と地域の交流の場」を提供します。</li> </ul>	<p>土曜日に実施していたが、人員不足のため、土曜保育を行いながら園庭開放に訪れた子どもの安全確保にまで人手が回らない等の理由から断念した。</p>	③

	<p>小中一貫型教育推進事業・学力向上 (いじめ・不登校対策)</p> <p><b>【教育課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の特色にあった小中一貫型教育に取り組み、学力や道徳心の向上、郷土を愛する教育を推進します。</li> </ul>	<p>学校運営協議会を随時開始し、地域住民や関係機関と一体となった学校運営に努めた。不登校対策については適応指導教室を設置するなど不登校支援に努めた。</p>	<p>②</p>
	<p>ブックスタート</p> <p><b>【教育課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせの実施及び絵本のプレゼントにより、赤ちゃんと保護者の絵本を介した心のふれあいをもつきっかけづくりを実施します。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス対策期間中は絵本を渡すのみとなった。令和5年度より対面による趣旨説明と読み聞かせを再開し、心のふれあいのきっかけづくりを進めた。</p>	<p>②</p>
	<p>図書館・体育施設・公民館等施設環境整備</p> <p><b>【教育課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化やスポーツ、読書活動、地域コミュニティの活性化、世代間交流の場となる、施設整備を推進します。</li> </ul>	<p>利用者からの問い合わせや要望に対応するため、記載情報が古くなった資料の買い替えや書庫の整備を進めた。</p> <p>前期に関しては感染症流行のため、施設利用、施設整備ともに縮小したが、後期に関しては利用が再開し活性化、施設に関しては各施設老朽化が進む中、優先順位をつけて整備を進めた。</p>	<p>②</p>
	<p>島外体験学習</p> <p><b>【教育課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島外での野外活動を中心とした団体生活を通して、法律を守り社会に貢献出来るリーダーの養成を目的に実施します。</li> </ul>	<p>島内在住小学生、中学生を山梨県少年自然の家に派遣し、団体生活及び野外体験活動等を実施した。事業終了後は、参加した子どもたちが各種活動のリーダーとして活躍できた。</p>	<p>②</p>

<p>② 子どものための豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり</p>	<p>クラシックコンサートの開催</p> <p>【教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一流の音楽を通して、文化的意識の向上を図り音楽を楽しむ機会を提供します。</li> </ul>	<p>八丈町の名誉町民である作曲家の團伊玖磨氏の功績や思いを、クラシック音楽を通して親しみ、継承する記念コンサートを中心に実施してきた。令和4年度は大賀郷中学校合唱部が出演し、令和5年度は合唱団として小中学校有志が出演、令和6年度はおじゃれホール初のオペラタ鶴公演の舞台に小中学校有志が出演(予定)。芸術文化体験機会の提供や、芸術文化の振興を図ることができた。</p>	<p>①</p>
<p>③ 子どもの個性と可能性を育む</p>	<p>英会話教室</p> <p>【教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの自主性・社会性の育成及び異文化を理解し対応出来る人材育成の機会を提供します。</li> </ul>	<p>坂上地区：中之郷公民館 坂下地区：三根公民館・大賀郷公民館で実施。小学生クラスは3館で同数実施し、子どもの自主性や社会性の育成、異文化コミュニケーション能力の向上に寄与した。また、大賀郷公民館では、乳幼児を持つ保護者も子ども同伴で受講(パパママクラス)できることから、子育て中のリフレッシュ、保護者間の交流、自主学習の場としても活用できた。</p>	<p>②</p>
	<p>放課後子どもプラン</p> <p>【教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の子どもの安全な居場所づくりを行います。</li> </ul>	<p>放課後の子どもの居場所として、自由な遊びや体験・交流のできる「がじゅまる広場」を提供した。地域の大人が子どもたちの活動を見守るようにして、安全な居場所づくりを充実させた。</p>	<p>②</p>

④生き生きと楽しい子育てを応援する	<p>子ども家庭支援センター事業</p> <p>【福祉健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・児童・妊婦の相談に応じるほか、交流ひろば、催し、一時預かりなど 子育て応援拠点として 情報・サービスを提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者のニーズに寄り添いながら日々様々な相談に応じている。</li> <li>・交流ひろばの催しは令和2年3月から令和3年6月までコロナ禍に伴い休止していたが、その後予約制という形で再開。令和5年5月以降人数制限を撤廃し、現在は毎回30名近くの親子参加がある。</li> <li>・一時預かり事業は年々利用者が増加。子育て応援の一翼を担っていると感じられる。</li> </ul>	①
	<p>赤ちゃんふらっと整備の推進</p> <p>【福祉健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出時のおむつ交換や授乳場所の確保のため整備を推進します。 (現在：各保育園・子ども家庭支援センター・保健福祉センター)</li> </ul>	<p>現在設置している授乳場所3箇所は維持しているものの、新たな整備は行っていない。</p>	④
	<p>子育て情報誌の発行</p> <p>【福祉健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する様々な情報を集めた情報誌を提供します。</li> </ul>	<p>令和6年度HPの更新を行ったものの、刊行物を発行しておらず周知に至らなかった。</p>	③

<p>⑤子育てと仕事の両立を支える</p>	<p>保育園運営</p> <p><b>【福祉健康課】</b></p> <p>・こども一人ひとりを大切に、地域に開かれた保育園を目指します。質の高い保育提供のための保育士研修、家庭支援に対応出来る資質向上を図ります。一時保育の給食提供など、多様な保育サービスを提供します。また、ニーズ調査を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら環境整備を進めます。</p> <p>サービスの向上に向けた取り組みを促進するため、第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を検討します。</p>	<p>質の高い保育を提供するために、保育士研修を定期的実施し、家庭支援にも対応できる資質向上を図っている。その結果、保育士たちはより専門的な知識とスキルを身につけ、より良い保育サービスを提供できるようになっている。</p> <p>また、一時保育の給食提供など多様な保育サービスを充実させ、保護者のニーズに応えることができています。今後も地域の期待に応えられるよう、引き続き努力し、こどもたちとご家庭にとって最良の保育環境及びサービスの向上を図る。</p> <p>第三者評価機関の評価に関しては費用面から予算化に至らなかったが、専門的かつ客観的な評価を受けるため引き続き検討していく。</p>	<p>③</p>
	<p>とびっこクラブ (放課後児童クラブ)</p> <p><b>【福祉健康課】</b></p> <p>・ひとり親や共働き家庭の児童を対象に、育児と仕事が両立できる環境を整備します。教育課の放課後子供プランと連携した体制作りを強化します。利用者のニーズに合わせ、土曜日や長期休業日も実施します。安心して子どもを預けられるよう指導員に研修等を行い、相互の意見交換ができる機会を設けます。</p>	<p>ひとり親や共働き家庭の児童の居場所を提供し、安心して保護者が働ける環境の提供を行ってきた。教育課の放課後子ども教室と連携し、互いの職員が互いの人員不足に対して補い合い、一つの居場所としてとびっこ・がじゅまる教室を協力して創り上げてきた。土曜日や長期休業日も休まずに開催し、居場所の提供を行ったが、三原小については夏休み中の指導員が不足、大小と合同開催となることがあった。支援員資格者を10倍に増やし、救急救命やアレルギーについての研修や、3校での合同指導員会議を行った。</p>	<p>②</p>

⑥子どもと親の生活基盤を支える	出産祝い金の支給 <b>【福祉健康課】</b> ・出産された方に、お祝い金を支給します。	町長もしくは副町長と、出産された方の自宅を訪問し、お祝い金の受け渡しを行った。	①
	児童手当の支給 <b>【福祉健康課】</b> ・児童手当の迅速・適正支給を行います。	児童手当の適正な支給を行い、制度改革の際には広く周知を行った。	①
	乳幼児医療費助成制度 <b>【福祉健康課】</b> ・未就学児の医療費の自己負担分を助成します。	未就学児の医療費助成を行い、都では所得制限になる世帯についても町として助成を行った。	①
	義務教育就学児医療費助成制度 <b>【福祉健康課】</b> ・小学生・中学生の医療費の自己負担分を助成します。	義務教育就学児の医療費助成を行い、都では所得制限になる世帯や一回 200 円の通院費についても町として助成を行った。	①
	ひとり親家庭等医療費助成制度 <b>【福祉健康課】</b> ・ひとり親等家庭の医療費の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭等の保護者や児童に対し、医療費助成を行った。	①
	児童育成手当（障がい）・児童扶養手当 <b>【福祉健康課】</b> ・ひとり親家庭等への手当支給を行います。	ひとり親家庭等へ適切に手当の支給を行った。	①
	養育医療の給付 <b>【福祉健康課】</b> ・出生時の体重が2,000グラム以下の乳児、出生時の体重が2,000グラム超で一定の症状を示す乳児に対して入院する養育医療費を支給します。	対象児の給付に係わる相談対応や申請事務等を行った。 令和2年度：受給者0名 令和3年度：受給者0名 令和4年度：受給者1名 令和5年度：受給者3名 令和6年度：受給者2名	①

⑥子どもと親の生活基盤を支える	自立支援医療（育成医療）の支給 <b>【福祉健康課】</b> ・身体に障がいのある児童が指定医療機関において早期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費を支給します。	当該事業を実施しているが、現時点で申請なし。	-
	特別児童扶養手当 <b>【福祉健康課】</b> ・精神・身体障がいのある児童を監護する方への手当を支給します。	手当支給に係わる相談対応や申請事務等を行い、手当の支給につなげた。 令和2年度：受給者9名 令和3年度：受給者9名 令和4年度：受給者12名 令和5年度：受給者11名 令和6年度：受給者13名	①
	就学援助 <b>【教育課】</b> ・経済的等理由による対象者に、就学に必要な援助を行います。	申請手続きを簡素化することにより保護者の申請負担の軽減を図った。手当支給に係る相談体制や申請事務等を行い、手当の支給につなげた。	①
	特別支援養育就学奨励費補助 <b>【教育課】</b> ・特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な経費の援助を実施します。	手当支給に係る相談体制や申請事務等を行い、手当の支給につなげた。	①
	Uターン給付型奨学金制度 <b>【教育課】</b> ・大学等の在学中の学費等、教育費の負担軽減を図り、八丈町へのUターンを促進するための奨学金制度を実施します。	これまでUターン給付型の実績は2名（島内で就労）である。子供たちのキャリアを支援する教育の立場としては事業そのものに疑問が残る。	④



	<p>町営住宅入居要件拡大</p> <p><b>【建設課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者向け町営住宅の子育て世帯に対して、住宅使用料（家賃）の経済的負担を軽減します。</li> </ul>	<p>こども未来戦略その他の国及び都による子育て世帯に対する住宅支援の強化に関連する各施策を踏まえ、裁量階層に位置付けている子育て世帯の要件を高校生まで拡大し、また、入居収入基準額を法令上限の収入分位 50%（月収 25 万 9 千円）まで引き上げました。</p>	①
⑦子どもが安心して生活できる環境をつくる	<p>児童虐待防止対策</p> <p><b>【福祉健康課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の防止、早期発見に向けて相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会等をはじめ関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と密に連携を取り、適宜個別ケース検討会議などで支援方針を協議し、協力体制を構築している。</li> <li>・保健係保健師と月 1 回連絡会を開催し、情報共有を密にしている。</li> <li>・職員のスキル向上のため研修などの機会を活用し、日々の支援に反映している。</li> </ul>	②
	<p>青少年対策地域委員会</p> <p><b>【教育課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化・スポーツ活動の健全育成事業を支援します。</li> </ul>	<p>文化・スポーツ活動を通して地域ぐるみで青少年の健全育成を目指している各地区の青少年対策地域委員会に対して支援を行い、将来的に社会に役立つ青少年の育成や地域のリーダーの育成を図った。</p>	②

## 第3章

### 子ども・子育て支援施策

#### 1 子ども・子育て支援制度の内容

1 子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして作られました。平成27年4月に本格的に施行を開始しています。

子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

##### (1) 子ども・子育て支援給付

###### ① 「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています（法定代理受領制度）。

###### ■施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

令和6年4月現在、八丈町において5歳までの児童を対象にした施設は、「八丈町立保育園」（認可保育所）のみが設置されています。

###### ■地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。

令和6年4月現在、八丈町においてこれらの事業は実施されていません。今後、ニーズの必要性に応じ事業主等からの申し出により認可許可手続きを行っていきます。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園（子ども・子育て支援制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

事業	認可定員	事業主体	実施場所等
小規模保育事業	6人～19人	市町村、民間事業者	保育者の居宅その他の場所・施設
家庭的保育事業	1人～5人以下	市町村、民間事業者	保育者の居宅その他の場所・施設
居宅訪問型保育事業	—	市町村、民間事業者	保育を必要とする子どもの居宅
事業所内保育事業	—	事業主	事業所従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（委託）

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

事業名	事業内容
地域子育て支援拠点事業	子育てに係る情報提供及び相談や助言を行い子育て親子の交流の場を提供します
妊婦健康診査	妊婦健康診査を勧奨するため、受診票を交付します
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による乳幼児家庭への家庭訪問を行います
養育支援訪問事業	支援を要すると認められた家庭に、保健師等が、助言・指導・援助を実施します
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	育児の援助を受けたい方と協力の出来る人の相互援助を支援します

事業名	事業内容
一時預かり事業	保護者の多様なニーズで保育を要する場合、一時的な預かりを行います
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者の就労等で保育を要する児童の放課後預かりを行います
利用者支援事業	子育てに係る情報提供・相談支援を行う専門的相談員を配置する事業です
子育て短期支援事業	一時的に養育困難になった子どもを乳児院等で預かります
病児・病後保育事業	病気や回復期に保育園等で預かることが出来ない場合の保育を行います
延長保育事業	通常の保育時間外に保育を行います
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者が保育園等に支払う必要な実費について、その一部を補助します
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規事業者が事業を円滑に運営できるよう、他の事業者の連携施設の斡旋などを行います

### （３）保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性の認定をしたうえで、給付を行う仕組みです。

#### ■認定区分

認定区分は、次のとおりです。

利用施設	要件	認定区分
幼稚園・認定こども園 ※	3歳以上の就学前子ども (保育必要性なし)	1号認定
保育園・認定こども園	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育必要)	2号認定
保育園・認定こども園・ 地域型保育事業	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育必要)	3号認定

※ 八丈町では、1号認定された子どもは令和6年4月現在、幼稚園・認定こども園はないため、保育園において特別利用保育を利用します。

#### ■認定基準

保育の必要性の認定基準を、次のとおり制定します。

## 事由

①就労 ②妊娠、出産 ③病気、負傷又は障がい ④同居又は長期入院している親族の介護、看護 ⑤災害復旧活動 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがある場合 ⑨その他前記に類する状態として町長が認める場合

## 区分

### (1) 保育標準時間

フルタイム就労保護者対象の11時間利用

### (2) 保育短時間

パート・アルバイト短時間就労保護者対象の8時間利用

※八丈町では、月の下限時間を60時間に設定

### (3) 優先利用

①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③虐待やDVのおそれがある場合その他社会的養護の必要性がある場合 ④子どもが障害を有する場合

⑤産休・育児休業明け ⑥兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合または利用している場合 ⑦多胎児である場合

## 2 計画について

- 1 子ども・子育て関連3法に基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「認定こども園の普及」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指した子ども・子育て支援新制度において、八丈町にあった各事業の利用見込量やその確保についての方策を定めます。

## 3 区域の設定

- 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は地理的条件・人口その他の状況・条件を総合的に勘案して地域の実情に応じた区域の設定をしております。八丈町は、大きく分けると坂下と坂上地区、さらに地域で見ると、三根・大賀郷・檜立・中之郷・末吉の5つです。この5地域は、八丈町の生活環境の現状や移動可能な距離等であることからして八丈町の各事業の区域は、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を3区域とし、その他の事業を1区域とします。

## 4 事業の現状と今後の展開

### 1 教育・保育給付（施設型給付・地域型給付）

#### ① 保育園 認定こども園 幼稚園（1区域）

八丈町においては、保育園のみ設置されており保育の必要認定を受けない子どもについても1号認定（特別利用）とし、受け入れます。

年度別量の見込と確保提供数

(人)

	現 状	推 計				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①						
量の見込		197	197	197	197	197
1号認定		49	49	49	49	49
2号認定		98	98	98	98	98
3号認定（0歳）		7	7	7	7	7
3号認定（1・2歳）		43	43	43	43	43
②						
確保提供数	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	269	251	251	251	251	251
1号認定	60	75	75	75	75	75
2号認定	150	131	150	150	150	150
3号認定（0歳）	3	3	3	3	3	3
3号認定（1・2歳）	56	42	42	42	42	42
②-① 過不足		54	54	54	54	54

#### ★令和7年度～令和11年度の方策★

- 保育士の確保に努め、待機児童解消を図ります。
- 若草保育園の老朽化に伴い、施設整備計画を策定します。
- 令和8年度よりはじまる「こども誰でも通園制度」に関しては、対応できるだけの保育士の確保及び実施可能な環境を整備したうえで実施する。

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### ① 地域子育て支援事業（1区域）

子ども家庭支援センターにおいて、0歳から未就学児の子どもの親子を対象に交流の場を提供し、子育て情報の提供、相談や助言、援助を行います。

実施場所：子ども家庭支援センター 1か所

年度別量の見込と確保提供数 (延人/年)

	現 状	推 計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
量の見込	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②						
確保提供数	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
②-① 過不足	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

#### ★令和7年度～令和11年度の方策★

○子育てをテーマとした講習会に、高齢者や関係機関の講師を招き、異世代間交流や子育て情報の提供を充実したものにします。

### ② 妊婦健康診査（区域設定対象外）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

年度別量の見込と確保提供数 (延人/年)

	現 状	推 計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
量の見込	470	470	470	470	470	470
②						
確保提供数	770	710	710	710	710	710
②-① 過不足	300	240	240	240	240	240

#### ★令和7年度～令和11年度の方策★

○引き続き、国の動向に応じ助成を実施します。

③ 乳児全戸訪問事業（1区域）

生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に、保健師が家庭訪問をして子育てについて助言を行い相談に応じます。八丈町では出産祝金支給時に、保健師が同時実施しています。

年度別量の見込と確保提供数 (人/年)

	現 状	推 計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
① 見込量	38	37	36	35	34	33
② 確保提供数	40	40	40	40	40	40
②-① 過不足	2	3	4	5	6	7

★令和7年度～令和11年度の方策★

○引き続き、出産祝金支給時に子ども家庭支援センター保健師による訪問を行います。

○母子保健分野においても全戸訪問を実施しているため、この形を継続します。

○R2=45件、R3=41件、R4=35件、R5=26件、R6.12月現在31件

基本的に減少傾向にあるため、R6に確保数を50から40に変更。今後も減少が見込まれています。

④ 養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が、必要であると認めた家庭へ、必要な助言・指導・援助を行います。

年度別量の見込と確保提供数 (人/年)

	現 状	推 計				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
① 量の見込	0	0	0	0	0	0
② 確保提供数	0	1	1	1	1	1
②-① 過不足	0	1	1	1	1	1

★令和7年度～令和11年度の方策★

○子ども家庭支援センターを中心として、関係機関と連携を図り対応します。



⑤ 子育て援助活動支援事業（1区域）

育児の援助を受けたい方と協力の出来る方は会員として登録し、育児の相互援助を支援します。

年度別量の見込と確保提供数 (人/年)

	現 状	推 計				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込	38	38	38	38	38	38
② 確保提供数	38	38	38	38	38	38
②-① 過不足	0	0	0	0	0	0

★令和7年度～令和11年度の方策★

- 引き続き、協力のできる会員の登録者を増員する周知を行います。
- 引き続き、援助を要する会員が利用しやすい環境整備を行います。

⑥ 一時預かり事業（1区域）

保護者の仕事、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由で一時的に保育を要する場合に、保育園や子ども家庭支援センターで一時預かりを行っています。

年度別量の見込と確保提供数 (人/年)

	現 状	推 計				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込	750	750	750	750	750	750
② 確保提供数	1150	1150	1150	1150	1150	1150
②-① 過不足	400	400	400	400	400	400

★令和7年度～令和11年度の方策★

- 子ども家庭支援センターにおいては、保護者の急な通院などによる緊急時の預かりも受入れます。
- 子ども家庭支援センター、あおぞら保育園で連携し、保育を要する保護者の需要に応じていきます。

⑦ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ：とびっこ）

保護者の就労などの理由で、放課後の子供の保育を要する場合、その子どもに学校の余裕スペースで適切な遊びや生活の場を与え健全育成を図ることを目的に行っています。

年度別量の見込と確保提供数 (人/年)

	現 状	推 計				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込	98	101	106	106	106	106
② 確保提供数	99	104	111	111	111	111
②-① 過不足	1	3	5	5	5	5

★令和7年度～令和11年度の方策★

- 引き続き、1年生から6年生の受け入れを行っていきます。
- クラブに配置する支援員の資格保持者の増員を図ります。
- 三小と大小は定員より多い応募がありますが、三原小は常に定員割れしており、それによって確保提供数の方が見込量より多くなっています。
- R6.8月から三小の空き教室をもう一部屋使用できるようになったため、定員の拡大を行う予定です（最大45名）。R7年度には大小も空き教室の確保を目指します。（現在の定員数＝三小：40、大小：38、三原小：21。教室の広さに応じて、1人当たり1.65㎡以上のスペースの確保をしています）
- ICT化を行い、チケットの廃止・連絡帳のアプリでの運用を計画しています。

⑧ 子育て短期支援事業

一時的に保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により小学校就学前子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。（原則として7日以内）

現在

- 該当施設や事業がありませんが、虐待に関する地域住民への啓発活動、虐待の早期発見、防止対策を進めていきます。

⑨ 病児・病後保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育を実施します。

現在

- 該当事業がありません。
- 引き続きニーズ調査を定期的実施し、需要の確保を検討します。

⑩ 延長保育事業

通常の保育時間の前後（7時30分以前、18時30分以降）に、一時的に保育を実施します。

現在

- 該当事業がありません。
- 引き続きニーズ調査を定期的実施し、需要の確保を検討します。

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業です。

現在

- 公立のため、必要な費用は八丈町ですべて負担しており、該当しません。

⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

現在

- 今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

## 第4章

### 次世代育成支援行動計画

#### 1 基本目標

子育ては、父母その他の保護者が、第一義的責任を持ちますが、子どもは次代を担う地域の宝ものでもあります。家庭や地域の養育力が低下してきたと言われる今日、改めて家庭や地域の「子育て力」を向上させることが大切です。そのため、子どもの利益を最大限に尊重し、次の7つの目標を基本として、子育て環境の充実・推進を図っていきます。

- ① 子どもの健やかな成長を支える
- ② 子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり
- ③ 子どもの個性と可能性を育む
- ④ 生き生きと楽しい子育てを応援する
- ⑤ 子育てと仕事の両立を支える
- ⑥ 子どもと親の生活基盤を支える
- ⑦ 子どもが安心して生活できる環境をつくる

#### 家庭の子育て力向上

安心して子どもを産み、健やかに育てていくには、父母その他保護者が協力し合って暖かな家庭を築くことが重要です。女性の社会進出が増加している現在でも、家事や育児は女性の役割といった意識が根強く残っており、母親が家事や育児の負担や不安を抱え込んでしまう場合も多くあります。したがって父親も家事や育児に積極的に参加する意識を高めていくことが必要です。同時に、職場や地域においても「男女の固定的な役割分業意識」を変えていくことが求められます。少子化や生活環境の変化等から、子どもや若い親世代は、体験・経験及び異世代交流の機会不足から、社会性が育ちにくいとの指摘もあります。八丈町では子どもと親とが一緒に成長できるよう、多様な情報提供、学習・交流・体験機会の充実を図っていきます。

#### 地域の子育て力向上

核家族や共働き家族の増加により、子育ての相談や援助をしてくれる環境が減少しています。同時に、地域の結びつきが低下し、子育ての相互援助や犯罪防止機能なども低下しています。少子化により、同世代の子どもが極端に少ない地域も多く、遊び仲間が減少し遊びの質も変化しています。子ども達

を将来の地域の担い手として育てるためには、子育てを地域全体で理解し、支えていく意識づくりが大切です。子どもや子育て家庭にとって、身近な地域の中に気軽に相談できる相手や理解し支えてくれる人がいることは、大きな安心につながります。地域による子どもの見守りや育成、子育て家庭への支援等の活動に、多くの住民が参加しやすい環境を整備していきます。また、地域行事や地域活動（伝統文化、ボランティア、スポーツなど）を通して、子ども達への地域教育や地域への愛着を育む機会を増やし、関係機関と連携して子ども達の積極的な参加を促します。

## 2 施策の方向性、内容

### 目標① 子どもの健やかな成長を支える

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、保健・医療・福祉分野が連携を強化し、母子保健施策の充実を図ります。

#### 八丈町子育て世代包括支援センター事業【福祉健康課】

・子ども及びその保護者等の身近な場所で、保健、保育、教育その他の子育て支援の情報の提供及び必要に応じた相談・助言を行います。また、必要に応じ関係機関との連絡調整を行います。

#### 妊産婦及び新生児の健康確保【福祉健康課】

・妊娠された方に、健やかな出産が迎えられるよう、保健師による面談を行った上で母子健康手帳の交付を行います。  
・妊婦健康診査の受診勧奨 ・両親学級の実施 ・新生児、産婦訪問  
・妊婦のための支援給付（国・都）の経済的支援と妊婦2回面談など伴走型支援を一体的に実施します。

#### 乳幼児健康診査等の実施【福祉健康課】

・3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施。1歳6か月児、3歳児においては臨床心理士と相談ができる体制にて、実施します。また、未受診者にはフォローを行います。  
・5歳児を対象に発達健康診査を実施し、就学に向けての保護者の個別相談に応じます。  
・1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児、4歳児を対象に歯科健康診査を実施します。

#### 予防接種の実施【福祉健康課】

- ・お子さんが適正な回数と接種間隔にて、注射を受けられるよう、予防接種の集団予防接種を実施します。

#### 子育て相談・講演会【福祉健康課】

- ・お子さんの身体計測・子育てや発育に関する相談を実施します。
- ・臨床心理士による心理相談、発育発達に関する相談を実施します。

#### 食育【福祉健康課】

- ・離乳食講習会、親子クッキング、八丈島の食材を取り入れたごはん・おやつ教室等の調理実習や講話を実施します。

#### 郷土料理や島食材を使用した給食提供【教育課】

- ・地域でとれる農水産物に関心をもち、島の気候や風土との結びつきや味付け、調理法について、理解を深める取り組みを継続します。

#### 目標② 子どもの豊かな遊び、文化とスポーツの創造のための環境づくり

「豊かな心」や「健やかな体」を育成し、次代の担い手である子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、教育環境等の整備を推進します。

#### 各保育園において、園庭開放【福祉健康課】

- ・保育園において「親子と地域の交流の場」を提供します。

#### 小中一貫型教育推進事業【教育課】

- ・各地域の特色にあった小中一貫型教育に取り組みます。

#### 学力向上と郷土愛の醸成【教育課】

- ・学力や道徳心の向上、郷土を愛する教育を推進します。

#### ブックスタート【教育課】

- ・読み聞かせの実施及び絵本のプレゼントにより、赤ちゃんと保護者の絵本を介した心のふれあいをもつきっかけづくりを実施します。

#### 図書館・体育施設・公民館等施設環境整備【教育課】

- ・文化やスポーツ、読書活動、地域コミュニティの活性化、世代間交流の場となる、施設整備を推進します。

#### 島外体験学習【教育課】

- ・島内では体験できない野外活動を中心とした団体生活を通して、規律を守り、自主性、協調性、社会性、創造力、忍耐力を育成します。

#### クラシックコンサートの開催【教育課】

- ・一流の音楽を通して、文化的意識の向上を図り音楽を楽しむ機会を提供します。

#### 子どもの意見を反映した庁舎整備【建設課】

- ・未来に残す庁舎をつくるため、居場所や遊び、学びの場などの付加機能の整備を検討するに際し、未来を担う子どもたちの意見を聴取し、整備計画に反映します。

#### 目標③ 子どもの個性と可能性を育む

学童期の子どもの居場所づくりや多様な体験機会の提供、英語教室等により子どもたちが未来へはばたく自信と意欲を抱ける事業を展開します。

#### 英会話教室【教育課】

- ・子どもの自主性・社会性の育成及び異文化を理解し対応出来る人材育成の機会を提供します。

#### 放課後子どもプラン【教育課】

- ・放課後の子どもの安全な居場所づくりを行います。

#### 新・放課後子ども総合プランに基づく取組

保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。従って、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

八丈町内には、3つの小学校区ごとに学童保育所があり、いずれも小学校内で活動しています。国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、次のとおり取り組みます。

#### ① 学童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

- ・第3章の4の2の⑦「放課後児童健全育成事業（学童クラブ：とびっこ）」  
24ページに記載

- ②一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量
- ・現在、八丈町では全小学校（3区）において、学童クラブ及び放課後子供教室の実質「一体型」としての活動を実施しており、今後も引き続きプログラムの充実を図り「一体型」として実施していくよう努めます。
- ③放課後子供教室の令和6年度までの整備計画
- ・全小学校（3区）において、放課後子ども教室を実施していますが、今後も引き続き児童の放課後の安全・安心な居場所・活動場所の確保に努めます。
- ④学童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・現在も学童クラブ及び放課後子供教室を同一の小中学校内にて一体的に実施しており、引き続き実施できるよう努めます。
- ⑤小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ・現在も学童クラブ及び放課後子供教室を同一の小中学校内にて一体的に実施しており、引き続き実施できるよう努めます。
- ⑥学童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・学童クラブ及び放課後子供教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ・児童の安全・安心を第1に、配慮を要する児童への対応を含めた支援方法などに関する研修や受入れの体制確保に努めます。
- ⑧地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組等
- ・今後ニーズ調査等によって開所日や開所時間の延長が必要な場合には運営委員会で協議し、地域に応じた体制づくりに取り組みます。
- ⑨学童クラブの役割を更に向上させていくための方策
- ・子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性及び創造性の向上等を図り、子どもの健全育成と環境づくりを進めていきます。



**⑩学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

- ・ホームページ等による周知を推進し、関係機関等と継続的に情報共有できる体制づくりに努めます。

**目標④ 生き生きと楽しい子育てを応援する**

子育ての不安や孤立化など様々な悩みに対応し、安心して外出できる環境づくりを推進します。

**子ども家庭支援センター事業【福祉健康課】**

- ・育児・児童・妊婦の相談に応じるほか、交流ひろば、催し、一時預かりなど子育て応援拠点として情報・サービスを提供します。

**赤ちゃんふらっと整備の推進【福祉健康課】**

・外出時のおむつ交換や授乳場所の確保のため整備を推進するとともに、二次元コードを印刷した文書を保護者に配りHPでも場所の確認が出来るよう周知を行います。

(現在：各保育園・子ども家庭支援センター・保健福祉センター)

**子育て情報誌の発行【福祉健康課】**

・子育てに関する様々な情報を集めた情報誌を提供するとともに、二次元コードを印刷した文書を保護者に配りHPでも閲覧できるよう周知を行います。

**目標⑤ 子育てと仕事の両立を支える**

ひとり親や共働き家庭の子育てと仕事の両立の調和を実現するため、安心して子どもを預けられる環境づくりを整備します。

**保育園運営【福祉健康課】**

- ・こども一人ひとりを大切に、地域に開かれた保育園を目指します。質の高い保育提供のための保育士研修、家庭支援に対応出来る資質向上を図ります。一時保育の給食提供など、多様な保育サービスを提供します。また、ニーズ調査を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら環境整備を進めます。サービスの向上に向けた取り組みを促進するため、第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を検討します。

**とびっこクラブ（放課後児童クラブ）【福祉健康課】**

- ・ひとり親や共働き家庭の児童を対象に、育児と仕事が両立できる環境を整備します。教育課の放課後子供プランと連携した体制作りを強化します。利用者のニーズに合わせ、土曜日や長期休業日も実施します。安心して子どもを預けられるよう指導員に研修等を行い、相互の意見交換ができる機会を設けます。

**目標⑥ 子どもと親の生活基盤を支える**

家計に占める子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てていくことのできるよう子育て家庭を応援します。

**保育料無償化【福祉健康課】**

- ・東京都の第2子の0～2歳の保育料無償化を八丈町でも実施しています。すでに3～5歳までの保育料は無償化されていますが、今後も国や東京都の動向を踏まえ拡大を検討します。

**出産祝い金の支給【福祉健康課】**

- ・出産された方に、お祝い金を支給します。

**児童手当の支給【福祉健康課】**

- ・児童手当の迅速・適正支給を行います。

**乳幼児医療費助成制度【福祉健康課】**

- ・未就学児の医療費の自己負担分を助成します。

**義務教育就学児医療費助成制度【福祉健康課】**

- ・小学生・中学生の医療費の自己負担分を助成します。

**高校生等医療費助成制度【福祉健康課】**

- ・高校生等の医療費の自己負担分を助成します。

**ひとり親家庭等医療費助成制度【福祉健康課】**

- ・ひとり親等家庭の医療費の自己負担分を助成します。

**児童育成手当（障害）・児童扶養手当【福祉健康課】**

- ・ひとり親家庭等への手当支給を行います。

#### 養育医療の給付【福祉健康課】

- ・出生時の体重が2,000グラム以下の乳児、出生時の体重が2,000グラム超で一定の症状を示す乳児に対して入院する養育医療費を支給します。

#### 自立支援医療（育成医療）【福祉健康課】

- ・身体障害者手帳に記載されている障がいについて、指定医療機関において、その障がいを除去・軽減するための手術や治療を行うことで、その効果が確実に期待できる場合、医療費を一部助成します。

#### 小児精神障害者入院医療費助成【福祉健康課】

- ・精神疾患のため入院治療を必要とする場合の入院医療費の自己負担分を助成します（食事療養費は除きます）。

#### 小児慢性特定疾病医療費助成【福祉健康課】

- ・小児慢性特定疾病の医療にかかる診療・投薬など受けたときに支払った医療費を一部助成します。

#### 特別児童扶養手当【福祉健康課】

- ・精神・身体障がいのある児童を監護する方への手当を支給します。

#### 就学援助【教育課】

- ・非課税世帯やそれに準ずる家庭の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の援助を行います。

#### 特別支援教育就学奨励費補助【教育課】

- ・特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な費用の援助を実施します。

#### 給食費補助【教育課】

- ・町立小・中学校の全ての児童・生徒の給食費を補助（無償）します。

#### 子育て世帯等への住宅支援の拡充、親子で利用しやすい庁舎整備【建設課】

- ・国及び東京都等による各種の子育て支援施策を踏まえ、子育て世帯及び若年世帯の町営住宅への入居要件の見直し等に適宜取り組みます。
- ・子育て支援に関する相談等のために、子ども連れで来庁しやすい庁舎環境の整備を目指します。

目標⑦ 子どもが安心して生活できる環境をつくる

子どもたちが地域で安心して健やかに暮らせるように、健全育成に向けた各種事業を支援します。また、虐待や子どもに関わる犯罪の防止に努め、関係機関との連携を強化していきます。

**児童虐待防止対策【福祉健康課・子ども家庭支援センター】**

- ・児童虐待の防止、早期発見に向けて相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会等をはじめ関係機関との連携を強化します。

**ヤングケアラー支援【福祉健康課】**

- ・認知度の向上を図るほか、実態調査などを行い早期発見・把握に繋がります。

**青少年対策地域委員会【教育課】**

- ・文化・スポーツ活動の健全育成事業を支援します。

## 第5章

### 子どもの貧困対策

令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は令和3年時点で11.5%と発表されました。過去最悪だった平成24年の調査での16.3%から4.8ポイント改善されています。

国では平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）」が成立し、平成26年1月に施行されました。その後同年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいく姿勢が示されました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年9月に施行されました。

全国的に子どもの貧困対策の気運が高まっている状況の中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、本町の実態に応じた対策を総合的に推進します。

#### 1 基本目標の実現のための基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

#### 2 具体的な施策

##### (1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
生活困窮に関する相談	生活困窮には、活用可能な社会保障制度の情報提供を行います。	八丈支庁総務課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、各種手当等をはじめとする制度説明を行い、適切な援助を実施します。	八丈支庁総務課
子ども家庭支援センター事業	子育て応援拠点として、情報提供、総合相談を実施します。	福祉健康課
要保護児童対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	福祉健康課
教育相談・適応指導	八丈町専属の教育相談員が、お子さんの教育の心配ごとに対し保護者の方の相談にお応えしながらお子さんに対しても必要に応じた助言を行い、不登校等の状態にある児童・生徒の学校復帰を支援します。	教育課

## (2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、また子どもたちの居場所づくりの整備に努めます。

事業の名称	事業内容	担当課
放課後健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。	福祉健康課 教育課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動を行います。	福祉健康課
一時預かり	冠婚葬祭や保護者の病院受診、リフレッシュなど一時的に保育が必要な場合に、一時的に預かる事業を行います。	福祉健康課

### (3) 教育支援の取り組み

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つであるとも言われており、国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されているのが教育支援です。すべての子どもの乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めてまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
就学援助	経済的等理由による対象者に、就学に必要な費用の援助を行います。	教育課
特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、就学に必要な費用の援助を実施します。	教育課
給食費補助	町立小・中学校の全児童・生徒の給食費について、補助（無償化）します。	教育課

### (4) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある、または貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討してまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
児童手当の支給	児童手当の迅速・適正支給を行います。	福祉健康課
乳幼児医療費助成制度	未就学児の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
義務教育就学児医療費助成制度	小学生・中学生の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
高校生等医療費助成制度	高校生等の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親等家庭の医療費の自己負担分を助成します。	福祉健康課
育成手当（障害）・児童扶養手当	ひとり親家庭への手当支給を行います。	福祉健康課
事業の名称	事業内容	担当課
養育医療の給付	出生時の体重が2,000グラム以下の乳児、出生時の体重が2,000グラム超で一定の症状を示す乳児に対して入院する養育医療費を支給します。	福祉健康課

自立支援医療（育成医療）	身体障害者手帳に記載されている障がいについて、指定医療機関において、その障がいを除去・軽減するための手術や治療を行うことで、その効果が確実に期待できる場合、医療費を一部助成します。	福祉健康課
小児精神障害者入院医療費助成	精神疾患のため入院治療を必要とする場合の入院医療費の自己負担分を助成します（食事療養費は除きます）。	
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病の医療にかかる診療・投薬など受けたときに支払った医療費を一部助成します。	
特別児童扶養手当	精神・身体障がいのある児童を監護する方への手当を支給します。	福祉健康課
子育て世帯等への住宅支援の拡充	国及び東京都等による各種の子育て支援施策を踏まえ、子育て世帯及び若年世帯の町営住宅への入居要件の見直し等に適宜取り組みます。	建設課

(5) その他の取り組み

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者世帯等の子どもに対する学習及び生活習慣の習得の支援を行い、生活困窮者等の自立促進と尊厳の確保を図ってまいります。

事業の名称	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援業務	生活困窮者世帯等の子どもに対する学習、生活習慣の習得の支援、居場所づくりを行います。	八丈支庁



## 第6章

### 子ども・子育て支援計画に係るニーズ調査

#### (1) 調査の目的

この調査は「第3期八丈町子ども・子育て支援計画」を策定するにあたり、町内の子育て中の家庭の現状及びニーズを把握するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### (2) 調査の対象

保育園在園児童及び小学校在校児童の保護者

#### (3) 調査期間

令和6年10月15日（火）から令和6年10月31日（木）

#### (4) 調査方法 アンケート回答二次元コードを印刷した文書を配布、保護者がWEB上で回答する方法で実施。

#### (5) 回答結果（兄弟姉妹が園、小学校で複数人いるご家庭は末子のみ回答）

例：5歳児組1名、3歳児組1名 → 1世帯として末子

未就学児数：180世帯、回答数：45名、回答率25%

小学校児童数：247世帯、回答数：26名、回答率8.12%

#### (6) 調査結果詳細

別冊、「八丈町子ども・子育て支援計画（第3期） 資料編」に記載

### 放課後子ども教室アンケート

#### (1) 調査の目的

「がじゅまる広場」のさらなる充実を図ることを目指し、児童の保護者を対象に「現在の利用状況」・「満足度」・「運営についてのご意見・ご要望」等を把握するため

#### (2) 調査の対象

三根小学校、大賀郷小学校、三原小学校の全児童保護者

令和6年10月1日現在 在籍児童数：320名

#### (3) 調査期間

文書配布：令和6年10月1日（火）

回答締切：令和6年10月31日（木）

※期間後も回答されたものは集計をした。

(4) 調査方法

アンケート回答二次元コードを印刷した文書を児童に配布し、保護者がWEB上で回答する方法で実施。

(5) 回答結果

回答数：55名、回答率：17.18%

(6) 調査結果詳細

別冊、「アンケート結果 放課後子ども教室がじゅまる広場」に記載

みんなで子育て島育て

